

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

奈良県人事委員会委員長 馬 場 勝 也

奈良県人事委員会規則第十六号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号ア中「百分の八十八を超え百分の百六十」を「百分の九十八を超え百分の百八十」に、「百分の百八を超え百分の二百」を「百分の百十八を超え百分の二百二十」に改め、同号イ中「百分の七十八・五を超え百分の八十八」を「百分の八十八・五を超え百分の九十八」に、「百分の九十八・五を超え百分の百八」を「百分の百八・五を超え百分の百十八」に改め、同号ウ中「百分の七十八・五」を「百分の八十八・五」に、「百分の九十八・五」を「百分の百八・五」に改め、同項第二号中「百分の七十八・五」を「百分の八十八・五」に、「百分の九十八・五」を「百分の百八・五」に改め、同項第三号中「百分の七十八・五」を「百分の八十八・五」に、「百分の九十八・五」を「百分の百八・五」に改め、同条第五項第一号中「百分の三十七・五」を「百分の四十二・五」に、「百分の四十七・五」を「百分の五十二・五」に改め、同項第二号中「百分の三十七・五」を「百分の四十二・五」に、「二・五」に改め、同項第三号中「百分の三十七・五」を「百分の四十二・五」に、「百分の四十七・五」を「百分の五十二・五」に改め、同項第三号中「百分の三十七・五」を「百分の四十二・五」に、「百分の四十七・五」を「百分の五十二・五」に改める。

別表第三中「（第十五条関係）」を「（第十六条関係）」に改める。

第二条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第九号中「一日の勤務時間の一部について」を削り、「日及び」を「期間及び」に改め、「一日の勤務時間の一部又は全部について」を削り、「日の合計が九十日」を「期間の合計が三十日」に、「期間」を「全期間」に改める。

第十四条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 外国又は公益的法人等に派遣されていたこと等の事情により、直近の業績評価の結果がない職員について、任命権者が必要と認める場合には、第一項第二号の規定

にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、同項第一号及び第三号に掲げる職員の区分のいずれかに該当するものとみなすことができる。

第三条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号ア中「百分の九十八を超え百分の百八十」を「百分の九十三を超え百分の百七十」に、「百分の百十八を超え百分の二百二十」を「百分の百十三を超え百分の二百十」に改め、同号イ中「百分の八十八・五を超え百分の九十八」を「百分の八十三・五を超え百分の九十三」に、「百分の百八・五を超え百分の百十八」を「百分の百三・五以上百分の百十三」に改め、同号ウ中「百分の八十八・五」を「百分の八十三・五」に、「百分の百八・五」を「百分の百三・五」に改め、同項第二号中「百分の八十八・五」を「百分の八十三・五」に、「百分の百八・五」を「百分の百三・五」に改め、同項第三号中「百分の八十八・五」を「百分の八十三・五」に、「百分の百八・五」を「百分の百三・五」に改め、同条第六項第一号中「百分の四十二・五」を「百分の四十」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の四十」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十」に改め、同項第三号中「百分の四十二・五」を「百分の四十」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則中第一条の規定は平成二十八年十二月二十六日から、第二条の規定は平成二十九年一月一日から、第三条の規定は同年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。